○○会　災害対策本部設置要綱（例）

（目的）

第１条　この要綱は、災害の発生時に当会が迅速な対応を図り、もって会員の生命と安全の保全に努めるため、災害対策本部（以下「本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、災害とは、地震、津波、台風、洪水その他の自然現象や、停電やテロなどの人為的な原因により、人命や社会生活に被害が生じる事態をいう。

（本部の設置）

第３条　〇〇（都道府）県内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、〇〇長が災害対策の遂行上必要と認めるときは、本部を設置する。本部は当会の事務所あるいは支援活動が実施可能な場所におくものとする。

（組織体制）

第４条　本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2　本部長は、〇〇長をもって充て、本部を代表し、その事務を総轄する。

3　副本部長は、副〇〇長または事務局長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

4　本部員は、本部長及び副本部長を除く、役員及び会員をもって充てる。

（所掌事項)

第５条　本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

（１）被災者の安否確認に関すること。

（２）被災者の救助活動に関すること。

（３）被災地及び避難所等での救援活動及び状況調査に関すること。

（４）本部員からの情報の把握に関すること。

（５）（都道府）県内聴覚障害関係団体との情報交換及び協力体制の確立に関すること。

（６）本部員への情報伝達や支援物資の配給に関すること。

（７）災害対策の円滑な実施について、（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会や特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会、近隣の関係団体と必要に応じて連携を図ること。

（８）その他、災害に関し、特に必要と認める事項に関すること。

(本部の解散)

第６条　本部は、○○協理事会または理事会に準ずる意思決定機関で協議の上、通常の活動による対応が可能となった時点で解散するものとする。

(補則)

第７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、本部長が別に定める。